頭 لح 7 の 家 臣 (上)

O

地

後志賀 氏の 場 合 を 中 後 心とし 藤

重

İ 豊

大な業績を母胎として、殊に戦後に至り、大友氏をはじめとする関係諸氏並びに、豊後国内の諸庄園史の研究に は見るべきものが輩出した。 かって、 田北学氏によって企画、 完成された編年大友史料第一輯・第二輯、及び大友史料第一輯・第二輯の偉

的研究の成果も世に公表せられ、その研究は極めて盛況を呈して来た。 なかんずく、大野庄史の研究は、西国庄園史研究の中で、いち早く取り上げられ、単独史料集とともに、総合①

であった。 ③ その推移は、 体に、該庄四ケ村の下地支配を展開して行くが、なかでも志賀村南方半村地頭志賀氏の下地支配・相伝をめぐる 中世初期に、大野庄三百町の地頭職に補任されたと言われる大友氏は、以後、 中世期辺境庄園史研究の、典形的絶好な史料として中世史研究者の余すところなく注目するところ 志賀・市万田・詫間の三氏を主

しかしながら、その一面には、このごとく、一見極めて豊富に見えがちな志賀氏関係史料及び、大野庄関係史 史 学 論 叢 九三

料にも、

相伝史料に限定されていること、更には、大野庄領家三聖寺の庄領有形態を明らかになし得る直接的史料が皆無 すなわち、これらの史料が、当庄の開発をめぐる分野に関しては皆無であること、志賀氏の嫡流をめぐる下地

所詮一つの限界があり、その限界は、当庄史研究の上に、ある種の制約を与えていることも事実である。

こうした点から、特に志賀氏の下地進止の詳細な実態や、同氏の家臣構造、下部農民の動向を明らかにするこ

とは、極めて困難な作業とされている。

近いことなどである。

構造を証する適確な史料が、質的・量的にいかに制約されたものであるかと言うことをも如実に物語っていると やかくの論議をかもしている事実は、自ら辺境庄園の特質を証することもさりながら、一面には、志賀村の下地 早く、延応二年四月の、深妙譲状に見える「上家分在家云云」をめぐる問題が、在家研究者の間で、かくもと

した面での研究は今後に大きな期待を寄せられる分野であらう。 大友氏の豊後入部に際して、在地根本領主層との対応関係は、しいて言えば不鮮明そのものでしかなく、こう

も言えよう。

四名から構成される志賀村半村は、その四名の開発過程の諸相に起因して、大友氏(庶流)の、この根本領主の

層との対応関係が一様であったとはまづ考えがたい。

論ずることは可能であるにしても、絶対的図式として普遍的・均一的に設定することは危険であり、疑問でもあ この根本領主(在地領主)層との、猶子政策・養子政策を主とする新入地頭の融和策を一応公式的図式として

る。極言すれば、この対応関係は、各自が複雑にして、試行錯誤的な確執多いものであったものと言えよう。

頭領主制を展開して行くことは、一般的すうせいであったらしいが、志賀氏の場合、この発展過程が、 概して、文治設置のいわゆる本補地頭が、地頭請や下地中分作業を体験する過程を経て、比較的スムーズに地 むしろ停

帰依と、そこから帰結される幕府の職権主義に基く圧力などを上げることはできようけれども、 山間辺境庄園を別天地的に開発することに意を注いだ根本領主層との対応関係から生ずる種々な確執に手を焼 他面には、この

滞性を行していたらしい原因として、同村の地理的条件から生ずる経済的限界・領家三型寺への幕府

(執権)の

た志賀氏の劣弱性を主体に考えないわけには行くまい。

稿の目的とするところでもないので、以下南北朝期の志賀氏に追従した、いわゆる親族・家人・若党・中間等の、守 しかし、ここではこうしたすべての面からの諸問題を、 集約的に整理することは不可能に近く、また、 当面小

紙面の都合で当稿では結論を見ないで終る予定である。 志賀氏との臣従関係の起因を、系譜的に眺めることによって、志賀氏と下地支配との実態をみることにする。

この行動の過程を通じ、 は離反しながら志賀氏も、この動乱の渦中に身を投じていた。 南北朝内乱期初期、 すなわち建武二年から貞治元年に及ぶ約三十年の間に、豊後守護大友氏に臣従し、また時

陣中での軍功を申請したのが、ここで言う建武軍忠状である。

九五

史

学

論

追従したいわゆる被官たちの名を見る。 煩わしいが、状中に見える親族・家人・若党・中間を、それぞれまとめて一覧すると以下のごとくである。

これらの状中には戦陣での軍功を奏することによって、自己の保身・発展を期そうとする志賀氏、及び同氏に

野津孫次郎能憲

親族と表現されるもの

大窪孫三郎

二、家人と表現されるもの

中条左衛門次郎貞幸

=

岩戸六郎次郎政長

岩党と表現されるもの 中条勘解由左衛門

進左衛門三郎威光

中尾小三郎頼平 中尾兵衛三郎氏平

左衛門太郎 進平五盛見、

窪助次郎

泉左衛門太郎高清 古見孫三郎

四、中間と表現されるもの 後藤太実房

藤次

後藤六

後藤次

六郎次郎

源内

彥五郎

源八

七郎次郎

軍功見知人と表現されるもの 一万田孫太郎

史

学

論

叢

五、

九七

地

詫間彥太郎

豊東彥六入道

朽綱次郎

首藤三郎次郎

目的に基づいて成作された申請状に記載される者であるため、たまたま打死し、 以上、 状中で明らかに分別される親族・家人・若党・中間の各人は、軍忠奏請によって、恩賞を得ようとする また被」庇られたもののみの、

もつものでもないので、偶発的に記載される追従者の社会的、階層的所属を知り得れば、本論の目的とする意に、 参戦者一部の名簿であり、この故に当名簿に記載される人的数量は、自ら極めて創限されたものであると言うこ しかし先に述べた如くここでは、この動乱期に発動し得た志賀氏の軍事力を総括的に究明しようとする意図を

Ξ

応添い得るものと考えられるので、以下、その観点をふまえて、眺めることにする。

右四者の階層的序列については明らかではないが、以下、史料の表現順位からその序列を見ると、次の如くで

ある。

(A) 康永二年三月廿九日状(9)

若党進左衛門威光・中間後藤六打死

とあり、若党、 中間の序列で示される。

延文四年十月廿日状

若党中尾兵衛三郎氏平·中間藤次

と見え、州同様の序列で示す。

氏房親族大窪孫三郎·若党中尾兵衛三郎

貞治二年四月の頼房状

とあり、親族・若党の序列で記す。

また続けて、

若党進又五郎・窪助次郎・中間後藤次・六郎次郎・彥五郎・源内

と列記する。

以上の表現法から察せられる如く、親族・若党・中間の序列的記載法は、 同状中では、この外にもともに親族・若党・中間の序列で示している。

ともに統一されているものらしく、

したがって、この序列が、 一方家人については、建武四年三月の頼房軍忠状の中で⑫ 当期の社会的見地からの普遍的身分序列そのものと考えてよかろう。

家人中条左衛門次郎貞幸

史

学

論

叢

九九

岩戸六郎次郎政長

と表現されるのみであり、 親族・若党・中間との序列関係で示されていないため、三者に対する位置関係が明ら

かではない。

東氏、一万田氏らを記している。 また、兄知人も、家人と同様に、三者とは個別的関係で表現され、この中には、朽綱氏、首藤氏、詫間氏、豊郎、兄知人も、家人と同様に、三者とは個別的関係で表現され、この中には、朽綱氏、首藤氏、詫間氏、豊

したがって、これら史料による限り、各家人、見知人に属する階層と、親族・若党・中間層との階層的序列関

係は判じかねる。

さらには、この如く親族・若党・中間の層位づけをするにしても、建武二年の軍忠状に家人と記載される中条

氏は、八年後の康永二年の頼房軍忠状の中では、若党と表現されている。

しく、中条氏一族中における親子、嫡庶いずれかの親等的身分の相異に基づいて、志賀氏への臣従度に差を生じ もちろん、前者は中条左衛門次郎貞幸なる者であり、後者は、中条勘解由左衛門尉と見えるので、両者別人ら

ているとも考えられるので当分問題外とする。

後に詳しく見ようとするところである。 この家人、若覚二者の関係は武士団の人的構造を論ずる場合、特に興味を引く部分であり、この点に関しては

さて、中世期における武士団を、その内部構造的に見る時、その主に対する従者として、家ノ子・家人・郎等 ・所従などが見られる。このうち家人は、一族とほぼ同等の待遇を得ていたが、その従属する主家の一族

に対して、 『常陸大掾伝記』によると、 強い隷属性を持ち、 原則としては、その主家一族の「本領重代名字懸ル所」の譲与にはあづかれなか

家ノ子ト言ハ、本領ヲ持タル名代人ノ奉公スルヲ家ノ子ト言也。一家の端ナレドモ本領重代の名字懸ル所無人

ハ家ノ子トセズ家人ト言也

れていた。 と見えて、家人は、一族の端には加えられて、一族的扱いは受けるけれども、家子に比して一段低い地位に置か この両者は、 方、若党・中間らの名称は、鎌倉時代中期以後に、 従来、 郎従と呼ばれていたものが若党に替り、所従と叫ばれていたものが、 一般的に見られる呼称である。 中間に替ったと言う。

郎従の呼称はすでに平安時代に見られるが時代は下り貞永式目の規定によると、⑫ 歐人咎事 上略し 仍及侍者可被没収所領、無所带者可被処流罪、至干郎従以下者可令召禁其身也

として侍と郎従以下とは社会的序列に基づいて、罪科の軽重を明確に区分規定している。

軍忠状に表記される家人・若党・中間の関係も、序列的には、どうやら、こうした一般通念的な階層序列から逸 所従は、郎(党)(従)従に比して身分は更に低く、財産として譲与の対象とさえなった。 若党・中間に関しては、詳しく見るところなので、ここでは以上にとどめるが、先に見て来た如く、 史 論 叢 $\overline{\bigcirc}$

志賀氏の

頭 ح そ の 家 F

地

脱するものではないらしい。

したがって、ここでは、状中に表記される親族・家人・若党・中間の序列を改めて確認設定し、以下各氏(人)

の系譜を中心に、志賀氏との関係を見ることにする。

ただ「見知人」と呼称されるものが、系譜的には、 明らかに大友氏と直系であり「親族」と名称の上で区別さ

れている点に興味が持たれるが、この点については後述の予定でいる。

四

以上見てきた各階層の各人が、それぞれいかなる系譜を有しているかについて見る。

大野庄及び、 その庄園周辺諸庄における在地諸氏の系譜に関しては、 旧勢力は、早くその勢力の中に吸収された故とも考えられるがの 明確になし得ない分野が多い。

若干の諸氏についてのみおぼろげにその存在を察し得るにすぎない。

$\widehat{\mathtt{I}}$ 親族

この理

在由は、

中世初期に入部の大友氏により、

津孫次郎能憲と、 親族に属するものには、建武二年から貞治二年に亘る三十年間に、 大窪孫三郎の二名が見える。 頼房軍忠状・氏房軍忠状中に、

野

(1) 野津氏

野津氏に関するもっとも確実な史料は、断片的ながら弘安八年の『豊後国図田帳』野津院の条の記事である。

この帳によると、

国領野津院六十町、 地頭職野津五郎賴宗阿一

と見える。

嘉元三年乙已年三月十六日卒去、 大友系図によると頼宗は、 能直の長子親秀の子息であり、彼は、 母は小河左衛門督女、 野津之祖」と見えている。 「初名を親直と呼び、 野津五郎·法名阿

野津氏では、この頼宗以前に関しては明らかでな

弘安図田帳に見える国領地頭職として、

図田帳考證本で

野津氏が補任されるに至った経緯も明らかではない。

は

すなわち大友守護家の催促に従って、弘安の役に参加した大友頼宗への勲功賞地であると解している。 「吉岡系図を見るに、蒙古襲米の時、 於筑紫依有戦功野津院内鎌倉殿より賜ったもの」と言う。

延応二年四月、 能直遺領を配分された数子は、志賀・詫間・一万田、と大野庄の三村内に定着しており、さら

男頼宗は、 野津五郎と見え、その外親泰は田北氏を、 泰能は入田氏の祖となったと、系図は伝える。

に三代頼秦の時代に至り、二男重秀は、戸次二郎左衛門尉、三男能泰は、野津原三郎、

四男直重は、

狭間氏、

E.

的に始まることには、 こうした大野庄四周の、いわゆる「名字」の名称を冠するようになる時期が、 注目しなければならない。 ほぼ大友三代頼泰の数子に集中

能直八男能郷が、すでに八世紀の史料に初見する「志賀」の地に住して、志賀氏を名字とする以外に、大野庄総

史

学

論

内及び、 四周の中世以前の地名と、

地

頭

とそ

の

家 臣

主として、野津氏、狭間氏、 津 · 狄間 ・戸次などの地名は、 戸次氏の存在を肯定こそ可能であれ、否定し得る史料は全く存在しない。 すでに平安朝には存在したであらうことは否定できず、名字を冠する開発領 姓氏との関係を具体的に知らしめる史料は他に見当らない。

彼らが、 ともにこの名字の地の開発者、 又は開発者に直接系譜を引く根本領主一族であろうことは、 まづ疑う

必要ないほど当然と考えなければならない。

て給付されたものであるにしても、幕府による本領安堵の形態に属する恩賞地であると考えられる。 以上結論づければ、 野津院地頭職を補任されている野津氏の地頭職たる権能は、それがたとへ、勲功賞地とし

同氏の地頭職補任(本貴安堵)の経緯については、以上推察の域を出ないが、 同氏とともに、ほぼ同様の過程

を経て、戸次氏の管するところとなった戸次庄の場合を一例として見ることにする。

大神系図によると、親秀次男重秀は、大分郡戸次庄に入って、大友戸次氏の祖となった。 この戸次庄は、 大神

系戸次氏の本貫であり、 無子息讓所領於大友豐前前司能直了 鎌倉時代初期までは、 戸次氏の掌するところであったらしいが、

と見え、

重秀 母賴泰戸次治郎惟誰惟基苗裔也養以為子、故居住豊後国大分郡戸次庄

とあり、 大神系戸次氏の跡を継いだことを述べている。

るまいが、こうした例は他に皆無ではない。 もちろん、「惟誰ニ子息なきにより」能直に所領を譲ったほど、 根本領主が、容易に本貫委譲をするはずもあ

初期的には多分、 加地子得分権など部分的収益権を大友氏に寄進し、大神系戸次氏は下地の進止権を留保した

戸次庄が見えるはずである。 能直に譲ったとすれば、三代を経た重秀を戸次氏の祖とすることも妙だし、さらに能直親秀の所領中にすでに

たくない

しかし、こうした大友氏と在地領主との交渉が一時的には融和裏に展開されたであらうことを証する史料も少

点を残さねばならないほどに、戸次氏から大友氏への所領及び所職の委譲は「正常な相伝」ではなかったものと 以上の点から、この系図の内容には、若干追補的見解も含まれていると考えられるが、とに角、こうした疑問

大神系戸次氏の権益を、大友氏が継承することによって、大友戸次氏の出現を見たのであらう。

考えられる。

透に対して、これと妥協することが、斜陽的在地領主層にとって、最善の保身策でもあっただろう。 略婚姻策を用いることが、もっとも容易な策であり、又効果的であった。同時に、もはや否定し難い新勢力の浸 東国に出自を有する大友氏が、西国の新天地に、新らしい権益を拡大する方法として、在地根本領主層との政

この場合の根本領主層は比較的強大な郷庄規模の諸氏であったであろうことは、想像にかたくない。

史

学

論

叢

大友系図に疑問はあるにせよ、客観的史料を併せて考える時、野津氏が、比較的早く、大友氏の一族的翼下に

地

頭 と そ の 家

臣

的に連緊を保っていたであらうことを推察することができる。多分は戸次庄の如く、本鬒寄進の形で野津氏も大 組み込まれ、表面的にはより強力な支持勢力として存在したであろうこと、そして「親族」の呼称のもとに情誼

友氏に吸収されたものであろうか。

状中に親族と表現される者の他の一人に、大窪孫三郎がある。

大窪の姓氏名としての史料はほとんど見当らず、散見する「大窪」は大部分「在家名」で現れている。

「大窪」の史料による初見は、延応二年四月六日の深妙譲状である。

状によると、 深妙が八男信寂 (能郷)に譲った所領・所職の中に、上家分田畠として「壱所、大窪五郎-下略」

の名が見える。

当「大窪」は、志賀泉名内にあり、正和の中分の折、その半分は、以前正応の中分の折に志賀氏の進止下に入

真朝を通じて相伝されたものであり、志賀家により相伝され続けた。今少し詳しくこれを見ると延応二年 った半分とともに志賀氏の所有に帰し、 以後、志賀氏にとっては、本貫に近い存在となり、深妙 · 能郷 泰朝

一四月六

Ц 深妙は能直遺領を八子に配分したが、この折、 八男能郷に譲与した分についての注文は、 もっとも著名であ

この時、 志賀村は折半されて、二男能秀(詫間氏)と能郷分に二分されたのであるが、能郷分には、大方名田

る。

方名分として八ケ所を譲与した。

その総田数三十町五反であった。 七町半本在家五家以下、泉名田、近地名田、朝倉名田、御用作田などとともに、上家分在家田畠など七ケ所・大

この譲状の注文の中に

壱所 大窪五郎と呼ばれる人名の現れるこの注文のうち、大方(名)分の中には 「一上略―地頭給并公文定使散仕給等―下略―」の表現を見る。 田村次郎跡

壱所 笠四郎跡

壱所

桧物跡

など見えている。 この「跡」とは、没収質など、欠所を意味した語であるが、当地がこの欠所化した動機や、時期については明

らかでない。

能直養父中原親能の領掌するところとなり、さらに建永初期に、能直に譲与されたものらしい。 この泰基の謀叛により、恐らく没収された大野氏輩下にあった従前の下司管理地であった「跡地」は、大友氏

承元二年潤四月十日の石志文書によると、大野泰基謀叛の事実が知られ、この事件によって、大野庄地頭は、⑩

によって継承されることになり、通称「跡」名を冠していたものが、次代に譲与されたものであらう。

史

論

叢

- 〇七

一方公文・定使・散仕などは、本来庄園の領有者側によって補任され、支配される領家直属の下級現地庄官で

あり、対して地頭給は、地頭に給与された給名、給田等の地頭収益権の客体であった。

地

頭 논 そ 0) 家 15

等を同時に進退すべき例も少なくなかった。 したがって、前者、後者の間には、本来明確な区別があったのであるが、地頭の下司職兼帯等により、公文職

能秀・能郷に、地頭給名田に加えて、公文、定使、散仕給の進止権が獲保されたと言う事実は、彼らが、より

現実的に現地下地の支配をなし得たことに外ならない。

志賀村における志賀氏の下地支配の実態は全く明らかでない。

規模の大小よりも、地理的要因に基く条件から、現地の在来勢力を利用した請作制は、他に比して発達していた ものと考えなければならず、こうした条件のもとでの生産活動をスムーズに進展させるために、 しかし、 すでに指摘されているごとく、 極めて散在性の強い山間へき地の村・名の現地支配のためには、名田

旧来の残存名主

時代は若干下るが、正応三年、志賀泰朝は、朝倉名を女子諸王に譲与したが、基本条件は朝倉朝親を諸王の巽

階層の利用が、

もっとも効果的であったであらう。

志賈氏の猶子たることによってのみ本貫の領堂を認めることであった。若し諸王と朝親離別のときは、当

名を惣領真朝が知行すべきと定めている。

延応二年四月の深妙譲状に見える大窪五郎の、その後続する系譜は、史料の関係から明らかにする術はないが、 朝親は、 その姓から察せられる如く、 朝倉名の開発に系譜を引く一族に属するものであることは疑いない。

家名を冠する大窪氏は、名田内の在家規模と言う土地支配の権限の上では社会階層的には下位であったであらう。 こうした朝倉氏にも似た政策がとられたかどうかは不明である。 しかし朝倉氏に比して、「大窪屋敷」と言う在

志賀氏が、この大窪氏を、 養子や、猶子政策を通じて、擬制的に近親化したことを証する史料も存在しな

的意識のもとに、不可分的な名称であり情誼的な名称たる

「親族」

を冠したのではあるまい か。 在家主を直接掌握することによって、更に下部農民を間接的に支配するい わゆる請

多分は、

「遠方の親族よりは隣りの他人」

作形態をとったものと考えるのが妥当であろう。

成要素に対しては、 さきに概略見たところであるが、中世期における親族や家人など、武士団の中核ないしその外郭をなす人的構 いかなる特質を見ることができるであらうか。

中世期各種史料の中で、極めて多例を占める用語として、「一族」「一門」なる語が用いられている。

この問題に関しては、すでに先学によって、多くの考察がなされて来ているので、詳しく述べることはさける。

しかし、 この語は、決して今日の「家族」の概念で解し得るものではない。

「子息兄弟以下一族等」「相州妻両人並己下一族等」「越州妻子以下一族等」 ® の使用法は、 明らかに、 妻子な

ど家族を構成するものと、その他とを区別した用い方である。

また、 「相催親類一族等」などの使用法を見られるが、この用法によると、 親族と一族とはまた区別されてい

る。

史

学

論

叢

中世中 期以後に至ると、 さらに「親類眷族」、 「親類若覚」などの表現法が多く見えはじめるが「一族郎従」、

「一族若党」と表現する方法も存在することを考えると、こうした親類・一族・郎従・若覚などの用い方には、

多くの混用はあるとは言え、 何らか特別の区別すべき意味を有することを考えない訳にはゆかない。

族と呼ぶか」と言う意識は働いていなかったらしく、吾妻鏡寛喜三年九月廿七日条に、北条泰時の言として、『 の親類 (一族) なる語の定義については、純粋な意味での血縁関係、換言すれば、「何親等の者までを親

「親類を思うために」救いたい』と発言した記事を伝えており、甥は親類に加えられていたら

しい。

甥の家の難儀を、

したがって、こうした「親族(類)」の範囲は、決して、 血縁の遠近、 親等度ばかりで決せられたものでは

V ないらしく、同様に、一族と呼称される範囲に属する者も、決定的定義を付与し得るほど明確ではなかったらし 世期の一族が、社会的運命を共同にする一団として、一族ていけいして戦場に臨み、一族相率いて戦い、要

ф

る円の小圏が親族、大圏が一族、さらにその外圏には、所従や下人を阴らせていたものらしい。 この親族も、決して親等度の強弱によって決定づけられるものではなく、特定の入物を中心に、同心门状に広が は非常緩急の際に、つねに共同行動をとるグループであったのであり、そのほぼ中核を成したのが親族であるが、匈

共同体(郷村)を形式する過渡期の擬制家族集団として必然的形態であったと考えられる。 歴史的には所詮、古代的な血族集団が、次第に心縁、地縁的性格を加えて不純化し、中世末期の村落

di 一世期の大小の武士団を論ずる場合、「党」なる語を用いるが、この「党」については、奥田真啓氏は

「党とは、本質的に血縁的武士団であり、主に庄官級武士家が、血縁上及び封建所領惣庶に分流して成立し、

異族は又党との局族的意識の上に立って党に加入したものであった。従って党は、庄園的武士団構成の一部に

と述べられる。

他ならない」

党と類似した用語に、 「一揆」がある。

和歌森太郎氏は、

「党以上に血縁度の遠い族縁的意識のうすい族同志の協同体が一揆である。

ものとがあった。概観的に言えば、一揆は族的結合・党などのあとを追った現象である」

それには、党の発展してそうなったものと一族や党に対抗的に下層民が、自存自衛の結束をきすべく一揆した

と述べる。

建武年間に、豊後で結ばれた「角違一揆」の契状の中に、

各被」為11同心1之人数堅結二一揆1成11英雄之思1

一、合戦之時者張||陣於一所||内外可||談合| --下略

|上略| 不」可」背11多分之儀1 一下略

として、特定の者が、 独占的に行動不可能な形態をとっているが、こうした特定者の専制力を皆無に近く否定す

る性格を有するのが一 揆であった。

史

学

論

この点、党的武士団は、 一同心円の中軸に近い者程その権力は強大化し、 中核の人物の権力は絶対的であった。

地

頭とそ

の 家

さて、こうした一般的性格は、志賀氏にあっては、如何であろうか。

入部初期に、 先に見た如く、軍忠状に見える親族と呼称される二例の場合、野津氏は、本来は他姓者でありながら、大友氏 政略的方法により、大友一族の中に組み込まれて、大友野津氏と称する立場に至るらしいことは、

すでに推論したところである。

しかし、この親族が、絶対的に志賀氏を支持しなかった例が見られるように、極めて遊離的な親族であったこ・

とは、いわゆる中世期の親族(類)の特質をよく示していよう。

多分は志賀氏のもっとも身近かに位置づくことから、情誼的に「親族」と呼称されるに至ったらしいことを考え もなう現地管掌権限が、地頭志賀氏によって進止される過程を経て、志賀氏の勢力下に組み込まれることにより、 一方、本来、領家三聖寺(又は大野氏)の現地庄宮井下司的存在であったと考えられる大窪氏は、下司職にと

れば、志賀氏との親族関係は、野津氏以上に不安定なものであったにちがいない。

(Ⅱ) 家人

軍忠諸状中で家人と表記されるのは、中条氏及び、岩戸氏である。

中条氏に関しては、管見の範囲では、当軍忠状以外にはその名を見ない。

史上、 特に中世期の諸史料には「中条」を冠する者が散見し、保元物語・平家物語・吾妻鏡・太平記などに多

出する

中条氏が、豊後に本貫を有する一族ではないことは事実らしいが、その系譜は明らかでない。

太田亮氏は、この系譜を不明として、「雑載」に収められている。⑫ 大友氏の本貴が、相模であり、吾妻鏡などによると、大友氏と同時期に源氏勢として活動した中条氏のあるこ

とを考える時、大友氏の西国下向に伴なって九州に土着した一族であらうか。 一方岩戸氏は、建武二年一月十七日の頼房軍忠状に見える。

康永元年八月三日、志賀忠能は、 和伝所領を孫子氏房に讓与したが、その所領中に、

「岩戸」は、下総・参河・筑前などにその地名を有し、各地に開発系一族が存在したことであらう。

この岩戸入道なる人物と、岩戸六郎次郎政長とは、同系譜の人物であることは疑いない。

が見える。

壱所

岩戸入道給

大神系図によると、大神氏の分派には「高知尾氏」があり、この「高知穂」の地は、④ このうち志賀氏に属した岩戸氏が、その出自を何処に有するかは明らかでない。

宮崎県の北部に位置し、

大分県大野郡とは、祖母山をへだてて接する。 古来から大野郡緒方町尾平より尾平峠を越えて日向に入る通路があり、これを「岩戸越」と呼び宮崎県岩戸村

に至る。 大神系図に見られる如く、この日向北端地域と、大神氏との関係には、浅からぬものがあり、 岩戸在の開発者

史

学

論

四四

に「岩戸」氏があったかも知れない。

地

頭

بح そ

の 家 臣

更には、源平争乱期に、 反源氏勢として討伐された原田種直は、大蔵氏族であり、五世種資の時代から筑前岩

戸館に拠したと言う。

大蔵系図によると、種輔、種平は岩戸(門)氏を称している。

弘安の役の勲功賞地として、志賀氏は、筑前三奈木庄を給与されこれを永代相伝している。当庄は、志賀氏に

よって「弥三郎兵衛」に更に給与されているが、当人物と岩戸氏との直接的関係を知ることは出来ない。

こうした関係も、 志賀氏と岩戸氏の関係を知る上に、何らかの参考にならう

永元年忠能譲状所出、壱所岩戸入道給の岩戸入道なる人物の具体的考察は不可能である。「給分」であるか

らには臣従代賞としての土地給与であり、現にこの時点で志賀氏と岩戸氏の被官関係を証するものである。 常陸大掾伝記に見られる如く、「名字重代懸ル所」即ち本貫譲与にあづかれない家人の給分は、志賀氏の如く

零細・劣弱地頭職の臣下にある場合は、極めて僅微な土地であったであろう。

若党

1

若党の 中で、 中尾氏・泉氏の二氏については、一、二の資料が見られるのみで、他氏については全く存在しな

い

(1) 中尾氏

延文四年三月の志賀氏房軍忠状に見える中尾兵衛三郎氏平と、同年六月二十七日に見える中尾小三郎頼平とは、

中尾の名称の初見は、元徳二年三月二十五の貞朝の法寿寺への中尾寺(長福寺)の寄進状である。⑩

この中尾寺は、大方名内にあり、 当名は南志賀村四名の中の一名で、代々志賀氏に相伝されていた。

Ī

修理造業等事者、請助成可修理者也、何修理之事、可受檀那支配、至于内者中尾大森可致奔走者也一下略一と

見え、中尾・大森の二氏が知られる。

建武二年三月三日の忠能寄進状は、 同じ 法寿寺菜園并山林東西南北堺等のことについて 規定した ものだが、⑱

この状の端書に、「使中尾家広」の名を見る。

康永元年八月三日の忠能譲状によると、玄歓・玄明房に譲与された所領に、中尾屋敷一所が見え、これは長福卿

寺屋敷一町二反と同一物件であることが判る。

屋敷名を冠する「中尾」である故に、在家主としての中尾氏の存在を疑う必要はない。

深妙から八男能郷に譲与された所領所職の中に大方名分として、

壱所 田村次郎跡

壱所 笠四

郎

跡

史

学

論

叢

などがあり、 この跡地は、 直前における大野氏の反抗に起因する没収地であらうことは先に見たところだが、こ

地 頭 ح 臣

の譲状中には、中尾の地名は見えていない。

後述する如く、

泉名内に「泉寺」があり、大方名内に中尾寺がある訳だが、右譲状によると、相伝された在家

田岛中、 田村次郎跡が一町四反で最も規模大きく、中尾寺(長福寺)屋敷は、一町二反であった。

「田村次郎跡」の資料は後続せず、中尾の名称は、突然現れるので、確言はできないけれども、両者の間には、

何ら かの命脈があると考えては如何であらうか。

『中尾大森可致奔走者也』と見える大森氏は、延応二年四月六日、能郷に譲与された上家分在家田島等の中の

壱所 大森五郎 田捌反 蘭壱町五反

と見える大森氏であろう。

職(志賀頼房分)の代行職に、大森覚心なる人物を遣しており、この覚心は、大森五郎に血縁的に連らなる者で・匈 当大森氏も、以後の動向については詳やかではないが、建武四年十月三日の資料に、日向国宮頸村三十町地頭

あらう。

泉名開発に系譜を引くものが、この泉氏であらうが、泉名内泉屋敷には、志賀氏に相伝される過程で深妙譲状 若党の中に、泉右衛門太郎高清が見える。この泉氏は、志賀氏相伝名田たる泉名の名称と一致する。

とともに、 「木工助殿 (田中氏) 泉和与状」など手継証文が存在したらしい。

この証文は、タイトルのみで、その内容を見る術はないが、他の例の如く、没収時に、前下司らの大友氏への

去渡状である可能性強く、泉氏も本貫安堵の過程を経て、志賀氏の翼下に吸収され、その従前の収益を容認され

たのであらうか。

中尾氏、泉氏以外、若覚に属する者の系譜は皆目知り得ない。

状中には、 進平五盛見・進又五郎など、進一族を見るが、進氏については、全く明らかでない。

建武四年三月の忠能軍忠状中に、 「以代官又五郎泰則以下」と見える又五郎は、進又五郎かと思われるが、確

証を得ない。

(V) 中間

中間に属する者に至っては、更に確証は困難を加える。

状中、 後藤六、後藤次、後藤四郎は有姓者で、他はすべて無姓者である。

朝地町)無格社高山神社・同朝地町宮迫所在の郷社、 大分県大野郡東大野村 (現大野町)大字十時所在の旧村社熊野社社掌後藤氏は、同時に、大野郡中井田村 東大野村光昌寺所在熊野社等の社掌を兼帯しており、 (現

氏四世信盛は、 後藤左門尉と称し、 天文十二年、 朽綱氏叛乱之時一万田氏に属して 軍功あったと言う。

景を一応考慮して置く必要はあらう。 当系図は、さして信頼のおけるものとはなし難いが、こうした社掌家後藤の系譜を誇大的に記銘する事実の背

が困難であることは言をまたない。 中世期における所従以下が主家に対して隷属性の極めて強い下層従者であることを考える時、その系譜の検証

1一七

史

学

論

五

志賀氏の志賀村地頭職相伝の過程で、 もっとも大きな問題とされるのは、本来この地域を開発し、 またその開

発者に系譜を引く小名主 ·小地頭との対抗関係が、ほとんど現れてこないことである。

物語るところであるが、 分化現象が、当村においては、 に所領拡大を志向することには、 にも か かわらず、 志賀氏の当村に於ける発展は、 もはやこうした配分相続制は、 典形的に展開し、 ____ 体如何なる原因を有するのであらうか。 庶子家が、経済的に極めて劣弱化したことは、諸史料の如実に 極めて停滞的であり、同氏は中世中期以後むしろ庄外他地域 志賀氏の自滅を約するところでしかなく、ことに南北朝 所領配分相続制に基く所領 所職 0 細

嫡子単独相続制の出発は、こうした必然的契機を持つ。

期の動乱に対処する方策としては、経済的にも戦術にも一族の吓合以外にない。

康永元年に、 父忠能から相伝された志賀南方以下、 庄外諸所領、 **恩賞地を領掌した頼房は、** 真和四年正月十

日、嫡子氏房にこれを相伝するが、この折、状中で

として、嫡子による単独相続制が出発する。――上略―無地妨可領知之於自余男子女子著一法師丸相計可扶持也。

建治二年四月の志賀泰朝陳状は、

支配に従いたい旨を申請したことによって生じた争論の陳述であるが、 弘安の役に志賀禅季が、 志賀氏惣領泰朝の支配を離れて、大友守護家の直接 状中で泰朝は、

所領配分相続から生じた経済的劣弱に加えて、庶子家の惣領支配からの分離の危機を嘆いてい

—上略—脇名相離事者広博之仁猶以被痛中敷況於瓩弱泰朝乎太所賢祭也

と述べて、 しかし、ここには、 単に嫡庶の分離と言う表面的な確執ばかりでなく、より直接的に在地性を有する末端原子

家の土地定着化にともなう上部農民層との第二次的主従関係の形成によって、 る危険に対する切実感を知らねばならない。 中間的惣領が遊離的位置に転位

あってみれば、 自ら大野庄域を開発した志賀氏ではなく、 対在地領主層との対応関係は、 本補とは言え、遠く関東から入部した御家人としての大友志賀氏で その功否そのまま、志賀氏の存否を決定する要因ともなった。

先に見た如く、親族・家人・若党・中間自体は、 明らかに社会的階層として色別可能ではある。

氏とでは、 しかし、 おどろくほどの差異を見るし、 志賀氏又は志賀村に対する系譜的出自の遠近から、これを色別する時、 家人中条氏と、 同系譜と考えられる他の中条氏一人は若覚に属し、 親族二人では、 野津氏と大窪

家

にもかかわらず、 序列的には親族と、若党に分けられている。 大窪氏とは社会的 ・経済的に、 また時間的に志賀氏との交渉に差異はありそうに考えられな

人と若党との錯雑性がうかがわれる。

こうした錯雑性は、 動乱期と言う時潮の然らしめる結果も一因していようけれども、 より基本的要因は、

か

氏の対下地対策に起因しているのではあるまい

史

学

論

叢

肥後国鹿子木東庄内の橘村などは、長浦行西の開発に基く私領であったが、行西は、 建永元年これを大友能直

一九

に寄進した。

この折の状によると、

—上略—依有指由緒奉憑主故豊後左衛門尉殿永所讓進也—下略—

と見える。

は、こうした根本領主の職権留保を基本とした所領寄進によって生じた者と考えられ、代官の性格上、 は現地地頭としてこれを子孫のために残留し、下地を進止した。志賀氏の史料中に見える「代官」の性格も多分は現地地頭としてこれを子孫のために残留し、下地を進止した。志賀氏の史料中に見える「代官」の性格も多分 て、在地領主の自らの基本権益を保護するために行なわれたこの寄進は、加地子得分権のみを能直に与え、 能直を「奉憑主」故に寄進したものであり能直養父中原親能以来西国に築いた来た武人としての権勢に起因し 在地性を 自己

多分に強く有する者の起用は最も効果的であり、 両者ともどもに相利すべき点を備えていた。

しかし、先の対長浦氏との場合のごとく、被寄進者が、加地子得分権から更にその収益権を拡大し、その

)動向

が 成功的 ・発展的であるならば問題ないとして、逆に収益権を縮少しなければならない要因を蔵している場合に

は被寄進者の発展は悲観的でしかない。

地領主層との対応過程における得分権益の寡多、その土地えの定着性の強弱は、所詮名、 在家ごとの支配、

名主・在家農民の掌握に差異を生ずる。

志賀氏被官武士の錯雑性の起因を、この点に求めて、更に深く考えてみたい。

- ② 大分県地方史第三八・三九・四十合併号『大野庄特輯号』
- 3 敬一氏など枚挙にいとまない。 大野庄に関する注目は、早く牧雄二博士の「村庄園村落の封建的知行」『歴史と地理』、以後今日まで多くの研究を見て いる。研究書として単行書はないが、渡辺澄夫氏の一連の研究、安田元久氏の関係論文、松崗久人氏、豊田武氏、工藤
- 4 文等在小目録など四結の一括史料の目録を伝えているが、内容については明らかでない。 『三聖寺領文書惣目録』中に、一結互巻として大野庄三ケ村志賀、中、下、地頭和与中分状并関東御下知及年貢末進請
- ⑤・牧縄二博士は上家を在家に対する領家の意で領家佃説、浮田で上家分在家とは農民方よりの呼称と解する。
- ・松岡久人氏は名田方と公田方の理論から上家分在家は口分田(公田)の定着化した百姓名と解する。
- ・工藤敬一氏は、本在家であり、新田の耕作者が生産物を直接領家に納めることから生じたと説く。

・豊田武氏は、上家分在家は各名内の本在家であると説く。

- 6 朝倉名、近地名、泉名、大方名の四名構成、志賀北方も同じ四名。
- 7 親族、家人、若党、中間については、本論中で考えるところであるが、いわゆる中世期武士団の人的構成そのものに関
- について考えることを目的とするものである。 しては、すでに多くの論考を見て来た。ここでは、この人的構造が当期の社会構造に完全に準じて存在したものか否か
- 9 (8) 志賀文書康永二年三月九日『墨後国大野庄史料』一二八号(以下史料と略す) 「軍忠状」とは呼んでも、ここでは一通の文書的意味ではなく、志賀文善収の数通の関係史料を総じて指す。
- ⑩ 志賀文書延文四年十月廿日『史料』一四五号。
- ⑪ 志賀文書貞治二年四月『史料』一四九号。

史

学

論

13 能郷を組とする志賀氏は後に大野郡志賀氏が直入郡白丹村に分派して南志賀氏となり、南志賀氏は朽綱氏を称する。

(12)

地 頭 と そ の 家 돧

志賀文書建武二年一月十六日『史料』一〇四号。

14) 暦応三年在限政所代に盲藤右衛門入道が見え、他に大友氏被官の中に首藤氏一門の名が見えるが、その系諸は明らかで

(15) 能直二男能秀は大野庄志賀村北半分、肥後国鹿子木東庄を配分されて詫間氏の袒となる。

ない。

16 史料の上から、当氏の系譜を確証する事は困難であるが、首藤氏らとともに後述の予定。

17 能直六男景直に始まる。

18 続群書類従巻六-上収『常陸大掾伝記』。

19

統群書類従・武家之部収『御成敗式目』

20 大饗亮氏『封建的主従制成立史の研究』—中世初期の主従制第二節所従一項に詳しい。

21 渡辺澄夫「豊後大野庄における在地領主制の展開」大分県地方史特輯号。

(22) 続群書類従本「大友系図」。

(23) 後藤磧田著『豊後国国田帳考証』。

(24) 大友系図、大友頼泰弟に重直があり、狭間大炊四郎と号し、大友狭間氏の相となる。

(23) 『日本書紀』景行の条「志賀神」の名が見える。

26 『大分県郷土史料集成』収大神氏系佐伯氏系図・大友文書録

27 肥後国庭子木庄長浦西秀・豊後国東郡備後法眼幸秀の能直寄進の例あり。

28 変に同じ。

29 いわゆる「寄進」の本来的目的が所領の領有権を名目的に権門、有力者に寄進し、自己は、実質的に在地して、領地の

領有を志向した訳であるから、大友能直に寄進された各地の所領に関しても能直は加地子得分権を有するのみの所領領

有者の性格を強く有した。

- 30 松浦石志文書『史料』五号。
- (31) 志賀北方詫間氏も堀地名の地頭職の相伝と并せて公文職を兼帯している。
- 32 渡辺澄夫「豊後大野庄における地頭領主制の展開」。
- (33) 島津家文書一—五二四。
- (35) · 弘長二年六月二日。

(34)

関東往還記・弘長二年七月八日。

- 36 飯野国魂文書·康永三年四月十二日。
- 37 中田勲『法制史論集』。
- 奥田真啓『武士団と神道』。

38

39 和歌森太郎『中世共同体の研究』。

40

(1)

- 建武二年足利尊氏が敗れて西国に走り延元元年東上に際し、これを支えた武士群であった。 拙稿「旧寺乱入事件の歴史的背景」『別府大学紀要第一五集」。
- 42 各地に散見する中条氏についてその出自を引いて各氏の系譜を証されている中で、志賀文書収頼房軍忠状所出の中条氏 に関しては、「雑載」で扱い、所属不明とされている。
- 44) **43** 志賀文書康永元年八月三日『史料』一一五号。 群書類従大神系図・『大分県郷土史料集成』収系図。
- (46) 『史料』八一号。 『史料』九〇号。

45

大蔵原田氏系図「姓氏家系大辞典」収。

(47)

学

論

臣

地

48

『史料』九七号。

49

50 『史料』一一五号。 『史料』一二〇号。

(51)

『史料』三三号。

62 大野郡大野町後藤氏系図。

54)

(53) 大饗亮『封建的主従制成立の研究』—中世期の主従制第二節所従—項参照。 『史料』三〇号。

田北学『編年大友史料』第二輯一五号。

『史料』四六号、五七号、一〇五号。